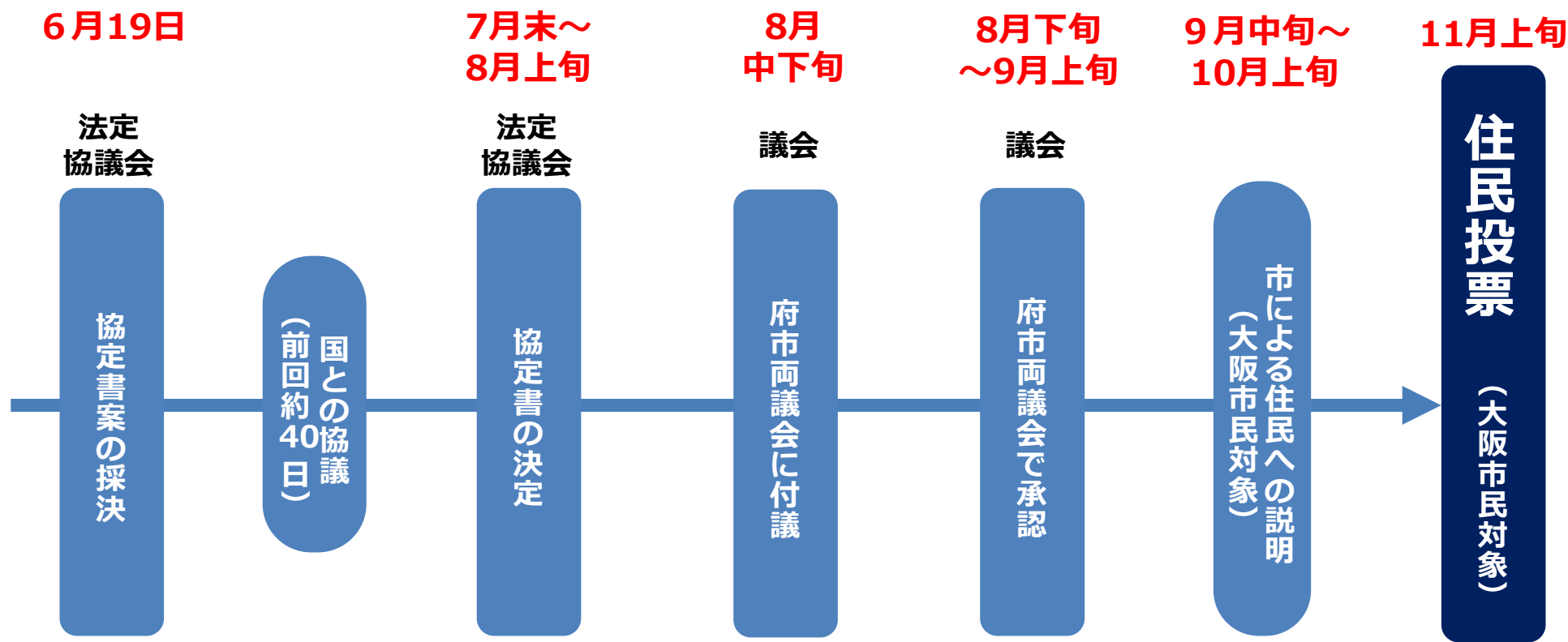


住民投票が11月上旬の場合の想定スケジュール

大都市地域における特別区の設置に関する法律では、特別区設置協定書が府市両議会で承認された旨の通知を特別区設置協議会が受けた日（基準日）から60日以内に住民投票を実施することと規定されている



11月1日が住民投票とした場合の60日前は9月2日